
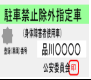









主な障害福祉制度等一覧表（令和6年4月現在）			年齢制限等	所得要件等	身体障害												知的障害			精神障害			担当窓口										
区分	名称	概要			視覚障害						聴覚・平衡機能障害				音声・言語・そしゃく機能障害		肢体不自由							内部障害（心臓、腎臓、呼吸器等）			療育手帳			精神障害者保健福祉手帳			
					1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	5級	6級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級		6級	1級	2級	3級	4級	A	B	未所持	1級	2級
自動車関係	自動車運転免許取得費助成	運転免許取得費の一部を助成します。 ■限度額 10万円 ■補助率 2/3以内		有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	福祉支援課 障害福祉係 *電話 792-9767
	自動車改造費等助成	自動車改造費、改造自動車購入費の一部を助成します。 ■限度額 10万円（本人運転）又は60万円（介護者運転） ■補助率 所得税課税状況等による		有	△	△					△					△	△					△	△										
	新潟県おもいやり駐車場制度	公共駐車場の適正利用を促進するため、歩行が困難又は歩行に介助が必要な方へ利用証を交付します。 				○	○	○				△	△	△	△				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	駐車禁止除外指定車標章	公安委員会が、道路標識等により駐車を禁止した場所及び時間制限駐車区間に駐車が可能となります。 				○	○	○	○			△	○				障害の区分及び組合せにより、対象とならない場合があります。						○			○							小出警察署 交通課 *電話 793-0110
	身体障害者標識（身体障害者マーク）	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。交通安全協会で購入できます。（350円） 																														小出警察署 交通課 *電話 793-0110	
	聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 										△	△	△	△	△																	
	障害者のための国際シンボルマーク（車いすマーク）	すべての障害のある方を対象とした世界共通のシンボルマークで、特に車椅子を利用する障害のある方に限定したものではありません。車いすマークのステッカーは、ホームセンター、インターネット等でも販売されています。他のドライバーなどに対する配慮を促すための、あくまでシンボリックなものです（法的効力無）。 				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(財)日本障害者リハビリテーション協会 *電話 03-5273-0601
福祉有償運送	道路運送法に基づき、NPO法人等が自家用自動車（白ナンバー）により行う有償運送（移送サービス）。 ■市内実施団体：NPO法人合歓の会、(福)魚沼更生福祉会がけはし				障害者手帳（身体、知的、精神）をお持ちの方、難病患者、要介護認定を受けている方等で、他人の介助によらず移動すること、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難であると認められる方。なお、運営協議会で審査のうえ、事前に実施団体への会員登録が必要になります。															福祉支援課 障害福祉係 *電話 792-9767													
税金	市民税、県民税	障害のある方が納税義務者本人、又は納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族である場合、課税対象となる所得金額から控除が受けられます。																														税務課 市民税係 *電話 792-9751	
	所得税																																
	相続税	相続人が85歳未満の障害のある方は、相続税から一定の金額が差し引かれます。			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	小千谷税務署 *電話 0258-83-2090	
	贈与税	特定障害者扶養信託契約に基づき信託受益権の贈与を受けた場合に、申告により贈与税の非課税枠があります。																															
	事業税	重度の視覚障害のある方が、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等の医業に類する事業を営む場合、個人事業税が非課税となります。			○	○	△																									新潟県南魚沼地域振興局 県税部 *電話 025-772-2660	
	自動車税・自動車取得税	歩行が困難な障害のある方のために使用される自動車については、一定の条件の下、減免されます。				○	○	○	△			△	○				△						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	税務課 市民税係 *電話 792-9751
軽自動車税	※車検証の車種、所有者要件等があります。				○	○	○	△			△	○				△						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

※○は該当、△は一部該当です。○又は△の場合でも、年齢、所得、障害程度等により該当しない場合があります。上記障害区分に該当しない場合等、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

主な障害福祉制度等一覧表（令和6年4月現在）			年齢制限等	所得要件等	身体障害																知的障害		精神障害			担当窓口				
区分	名称	概要			視覚障害				聴覚・平衡機能障害				音声・言語・そくやく機能障害		肢体不自由				内部障害（心臓、腎臓、呼吸器等）				療育手帳		精神障害者保健福祉手帳					
					1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	5級	6級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級		3級	4級	A	B
公共料金の割引	NHK放送受信料の免除	<全額免除> 該当となる手帳をお持ちの方がいる世帯全員が、市民税非課税の場合 <半額免除> 該当となる手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合	世帯員非課税			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	有料道路通行料金の割引	■割引率 50%（国内有料道路） 障害のある本人が運転する場合と、障害のある本人以外の方が運転し障害のある本人が同乗する場合に、有料道路の通行料金が割引されます。 割引を受ける場合は、事前登録が必要です。 ※車検証の車種、所有者要件等があります。	本人運転 介護人運転			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
公共料金の割引	旅客鉄道運賃の割引	■乗車券種類 普通乗車券、定期券、回数券、急行券 ■割引率 50% 割引対象は、手帳の種別、利用形態により異なります。また、鉄道会社によって割引内容が異なる場合があります。				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	各鉄道会社窓口	
	旅客船運賃の割引	■割引率 50%（国内各旅客航路） 割引対象は、手帳の種別、利用形態により異なります。また、船舶運航事業者によって割引内容が異なる場合があります。	本人のみ 介護人と同乗			○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	各船舶会社窓口		
	航空運賃の割引	■割引率 約35%~48%（国内各航空会社の国内線） 割引対象は、手帳の種別、利用形態、航空会社により異なります。また、航空会社によって割引内容が異なる場合があります。 ※療育手帳をお持ちの方は、手帳にあらかじめ市福祉事務所の証明印が必要です。また、心臓機能障害の方は、医師の診断書が必要な場合があります。	12歳以上 本人のみ 介護人と同乗			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各航空会社窓口		
	バス運賃の割引	■割引率 普通乗車券 50%、定期乗車券 30% 一般路線バス全線、高速バス（県内・県外）の普通乗車券は、身体障害のある方及び知的障害のある方は50%割引（精神疾患のある方は県外高速バス対象外）。 ※12歳未満の方は一部対象外。精神障害者保健福祉手帳については、写真添付のものに限られます。	本人のみ 介護人と同乗			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各バス会社窓口		
	ハイヤー・タクシー運賃の割引	■割引率 10% 県内のハイヤー・タクシー運賃が割引されます（迎車回送料金は対象外）。料金精算の際に、乗務員へ手帳を提示してください。					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	各ハイヤー・タクシー会社窓口		
	NTT東日本の優遇措置	障害種別・等級により、施設設置負担金（新規電話申込時）の分割払い、シルバーホン等福祉機器の使用料及び取付工事費の減免、電話番号案内「104」の無料案内が受けられます。					○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	NTT東日本 [固定電話から] 116（局番無し） [携帯電話から] 0120-116-000		
	携帯電話料金の割引	携帯電話基本使用料等の割引を受けられます。				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各契約会社窓口			
その他	声の広報等提供（音声訳）	文字による情報入手が困難な障害のある方などを対象に、市報等の必要度の高い情報を音声訳CDに加工し、定期的又は必要に応じて適宜お届けします。 ■提供情報 市報等 ■利用料 無料 ■実施団体 魚沼音声訳の会				○	○	○	○	○																	魚沼市社会福祉協議会 地域福祉課 *電話 792-8181			
	緊急通報システム（NET119）	お持ちのスマートフォン等からインターネットを利用して119番通報ができるサービスです。音声での会話が困難な人がいつでも全国どこからでも通報場所を管轄する消防本部へ、音声による通報をすることができます。 ※事前に利用登録が必要です。									○	○	○	○	○												魚沼市消防本部 通信指令室 電話・ファックス793-0119			
	電話リレーサービス	聴覚や発話に困難があると聞こえる人を、通訳オペレーターが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につながるサービスです。 ※事前に利用登録が必要です。									○	○	○	○	○												（一財）日本財団電話リレーサービス 電話03-6275-0910 ファックス03-6275-0913			
	ヘルプマークヘルプカード	援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。なお、緊急連絡先や必要な支援内容などを記載できるようにしたカード型の「ヘルプカード」もあります。 ヘルプマーク・ヘルプカードは、希望する方に手帳の有無に関係なく無料で配布しています。																									福祉支援課 障害福祉係 *電話 792-9767			



※○は該当、△は一部該当です。○又は△の場合でも、年齢、所得、障害程度等により該当しない場合があります。上記障害区分に該当しない場合等、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。